

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、4月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上直竹下分字中間野地内でございます。

農地の現況ですが、蕨、小麦、こんにゃくが栽培されていて適正に管理されております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地については、全て耕作されており、主にジャガイモ、ナス、タマネギなどの露地野菜および柑橘類を中心に作付けしているということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では露地野菜を作付けするということです。

また、通作については自宅から車で約3分の所です。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字上直竹上分にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大

をしたく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜および果樹を中心に作付けしております。

所有地4,037㎡及び借入地3,721㎡については、適性に管理されております。

通作に関してですが、車で3分ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、小型バックホー1台、小型運搬車1台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

私も綿貫幸進委員、内野博司推進委員と同行して調査に行きましたが、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番

現地は資料で見るかぎり、かなりの急斜面になっているように見えます。現地は、蕨など作付けされているようですが、トラクターでの作業をした場合に安全面に問題はありますか。

議長

譲受人は、トラクターは所有しておらず、主に手作業で耕作しているので、問題ないと考えられます。また、現地は資料で見るほど急斜面ではありません。

事務局

譲受人からの作付け計画では、露地野菜となっておりますが、事務局で確認したところ、白菜・じゃがいも・きゅうりなどを作付けするということでした。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定の整理番号3-2については、議案第2号農地法第5条の規定の整理番号5-1と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、異議はございますか。

【なしの声あり】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは関連する議案第2号農地法第5条の規定の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、4月25日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上名栗字下ヶ坂地内でございます。

農地の現況ですが、茶畑だった所を一部抜根し畑として利用する準備がされておりました。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人の所有地については、ございません。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、インゲンなどの露地野菜、ラズベリー、キウイなどの果樹を作付けするとのことです。

また、前所有者が作付けした茶も一部を残して管理するとのことです。

通作については、申請農地は自宅に隣接しています。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、所有権移転については、特段問題ないと考えております。

続いて、整理番号5-1について、現地の状況を報告します。

申請地の北側は同時に農地法第3条の許可申請が出ている農地でございます。建物の配置図から、日照の問題は影響が無いと考えます。

周辺農地への影響についても特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

譲受人は、申請地隣接地に移住後、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、ジャガイモ、インゲンなどの露地野菜およびキウイ、ラズベリーの作付計画が提出されています。なお、譲受人は、農業を営む実家で農作業に従事した経験があります。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、移住後の自宅に隣接していますので、常時農作業に従事できると考えられます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機1台を所有し、また、耕うん機を1台導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への

支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都の賃貸住宅にて妻と二人の子供と生活をしております。居住している住宅が子供の成長と共に手狭になったことから自己住宅の建築を考えたとのことです。

申請人は、自然豊かな環境での子育てを希望しており、居住地の隣接地で農作業ができる土地を選定していました。申請地が全ての条件を満たすことから住宅敷地として利用したく、申請されたものです。

また、申請地の一部を公衆用道路として利用することで、土地利用計画図が提出されています。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、全額融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2および議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理

番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1の資料について、石垣の様なもの写真で見受けられるが、どのような理由であるのか教えてください。

4番

元々、宅地だった所であった為、石垣があります。石垣の下側にも家を建てられる敷地があるのですが、先日の台風時に浸水している場所なので、今回の申請では、一段上側の場所に家を建てたいとのこと。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議を行います。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富

司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、4月23日に綿貫幸進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字芦荻場字下田地内にございます。

農地の現況ですが、適正に管理されております。南側は小畦川、東側は道路を挟んで林、北側は市道と住宅、西側は耕作放棄地の田があり、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

申請人は、新潟県で舞茸栽培・研究・販売を営む法人です。

需要拡大に応じて生産力及び流通の強化を図るべく、首都圏のインターチェンジ付近で約2ヘクタールの敷地面積が確保でき、主力生産品である高付加価値舞茸の黒舞茸の広告戦略に適合した山間地の森林に近接し、施設運営で負荷となる降雪が少なく、その他の必要な条件を満たす土地を探していました。新潟県内、寄居スマートインターチェンジ、藤岡インターチェンジ、その他、群馬県及び埼玉県で候補地を検討してきましたが、条件に見合う土地が無く、埼玉県飯能市の申請地が全ての条件に適合するため、舞茸栽培工場用地として利用したく申請されたものです。

申請年月日は、令和2年4月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資および出資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人及び仮登記権者並びに抵当権の他、利害関係人はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、地権者及び地域住民を含めた雇用計画をはじめとして、提出された書類及び聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、都市計画法第29条の規定に関する開発行為事前協議済及び開発行為許可申請が同時にされております。その他に、公共道路用地の使用に係る都市計画法第32条の規定に関する同意申請書申請済、及び埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第5条第1項に関する申請許可済、並びに埼玉県砂防指定管理条例第3条第1項に関する行為許可申請については、都市計画法開発行為事前協議書提出により許可見込みとなっております。以上のことから、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、飯能市大字芦荊場地内の土地について一体利用の土地利用計画が提出されていることから、全体を含めた開発行為許可申請がされており、一体利用について特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、入間第二用水土地改良区からは申請内容について支障無しと意見書が提出されています。雨水については調整池を設置し、施設汚水及びオガ洗浄水は専用の個別浄化槽にて適切に処理することで計画が提出されています。周辺農地への土砂流出対策として、都市計画法第29条に適合した緩衝帯としての緑地を設置することで対応する計画が提出されています。その他、農地法第4条第6項第4号の規定及び『農地法の運用について』第2の1の(2)のイに抵触する該当事項はありません。また、申請地周辺で担い手農家への人・農地プラン及び農地利用集積計画の該当はありません。以上のことから、周辺農地への影響については、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた綿貫幸進委員、何かございますか。

7番

同行して調査しましたが、状況については山下富司委員の説明のとおりです。

議長

ただ今から質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

申請地は田ですが、造成等の計画はいかがでしょうか。



事務局	<p>提出されている土地利用計画図等から適正な造成計画だと考えられます。また、関係機関への合議、関係法令の手続きなどでも特段の指示事項等はありませんでしたので、造成について特段問題はないと考えられます。</p>
2番	<p>雨水と排水については、調整池からどちらの水路に排水するのでしょうか。</p>
事務局	<p>市道の水路に排水します。</p>
2番	<p>北側の進入路について、工事等で大型車両が進入する際に、進入路の幅員は問題ありませんか。</p>
事務局	<p>進入路の幅員については、事前の関係機関との調整により、適正に指導されていると聞き取りをしております。</p>
5番	<p>融資と出資について、実現の目途は立っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>融資二行のうち、一方はすでに融資証明が出されております。もう一方も融資の申し入れがされており、こちらについても融資の見込みがあると考えられます。また、出資の方についても直接出資が確約されております。以上のことから資金調達計画において、資力信用の要件は満たしていると考えられます。</p>
5番	<p>社員の雇用については、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>雇用計画書が提出されており、貸渡人並びに譲渡人である地権者とその親族、或いは近隣在住者への雇用周知・検討がされています。</p>
5番	<p>舞茸の生産工程と施設の関連性を教えてください。</p>
事務局	<p>理由書のほかに施設の概略説明書と生産工程の資料が提出されております。概略説明書によりますと現在の新潟県の既存施設から見て、目標生産量を運用する為には、提出された事業計画地の規模が必要となります。</p> <p>舞茸の生産工程ですが、土地利用計画図によるとテントの南側に記されている場所が、菌床の原材料となるおが屑の備蓄場所となっています。</p> <p>続いての工程としてテントの北側に記されている場所が、コーンミックス棟と呼ばれる所で、菌製おが屑とその他の原材料を混ぜることで菌床の材料となります。次に本体施設であります中央の舞茸栽培棟は、雑菌繁殖を防ぐためにおが屑を混ぜた菌床をまず殺菌処理し、舞茸菌を植菌します。菌床培養に約2カ月半の期間、舞茸の発生に約2週間をそれぞれ要します。以後、収穫・包装・出荷を同施設で行い、同施設から直販及び卸売市場へ流通させる計画でございます。</p>

ます。  
説明は以上です。

議長

おが屑の洗浄用とし尿・雑排水処理用の浄化槽をそれぞれ別々に設置していますが、浄化槽のBODやCODの設計値はどのくらいの目標値で設計されているのでしょうか。

事務局

ただいま頂いたご質問について、ご説明いたします。し尿・雑排水の浄化槽とは別に、舞茸栽培の工程で、菌床製造時のおが屑の洗浄の際に出る排水の浄化槽を別に設置しております。基準については、事前に埼玉県西部環境管理事務所と協議しており、BOD及びCODについては、適正に処理できるように設計されております。  
説明は以上となります。

議長

緑地にクローバー種の吹き付けと記載されていますが、緑地の機能として問題はありませんか。

事務局

関係各課等から適合するものと合議を得ています。

議長

その他、何かございますか。

**【なしの声あり】**

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、説明いたします。  
第1番の方は、利用権の設定の更新になります。

経営作物は、稲作、大豆、麦類を作付けしております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。

なお本議案中、本人に関する事項に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員2名には、ここでご退席願います。

【 委員2名 退席 】

議長

質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。

それでは、山下敏郎委員、綿貫幸進委員には入室していただきます。

【 委員2名 入室 】

議長

続きまして、議案第4号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第4号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会の事務の適正化に関連して、農業委員会自らが達成計画を立てまして、毎年度、点検・評価をしていくものでございます。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

事務局より資料に基づいて補足説明いたします。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の内容については、先月の3月総会にて事前にご説明させていただいた内容のとおりです。

先週までに、ご質問やご意見等ありましたら事務局までにとご案内させていただいておりましたが、特段の変更はありませんでしたので、この場でご意見が無ければ、この内容で公表させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認し、公表することといたします。

次に報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認いただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移ります。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年4月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。